

くるみん認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）企業として、**社会福祉法人佐賀キリスト教事業団（佐賀市）**を認定しました。

☆令和7年6月9日に認定通知書交付式を行いました。

佐賀市の101人以上の
社会福祉業として初の認定！！



くるみん認定通知書交付式の様子
左から 佐賀労働局 城 局長
社会福祉法人佐賀キリスト教事業団 古賀理事長

◇認定企業の紹介◇

- ・企業名 社会福祉法人佐賀キリスト教事業団
- ・所在地 佐賀県佐賀市
- ・業種 社会福祉事業
- ・労働者数 224名（男性50名、女性174名）
* 令和7年3月18日現在

・主な取組内容

- 社内報等を活用しパパ育休を含む育児休業について取得促進を行った。計画期間内における育児休業取得率は男性では100%、女性では75%を達成した。
- 年次有給休暇の取得促進についても力を入れ取得しやすい環境整備を行った。2022年度の全職員の年次有給休暇取得率は67%と、目標としていた65%以上を達成した。
- 介護現場の生産性向上の取り組みとして、「整理」「整頓」などの5Sの徹底と、「ムリ」「ムダ」「ムラ」の3Mの削減について周知・啓発を行い、時間外労働の削減や業務効率化にも力を入れている。



次世代法に基づく認定（くるみん認定）とは？



仕事と育児の両立のための行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、行動計画に設定した目標を達成するとともに、仕事と育児の両立のための取組の実施状況等が優良であり、育児休業取得率等の認定基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表した事業主は、行動計画期間終了後、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告、労働者募集広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。また、認定を受けた企業は、公共調達等において加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



【お問い合わせ先】 佐賀労働局雇用環境・均等室 0952 (32) 7218